

MAGAZINE FOR QUALITY OF LIFE

MEDICAL



メディカル クォール

2014

1

JANUARY
No.230

特集

新春特別インタビュー

横倉 義武氏 日本医師会会長

「総合的な診療能力をもち、社会活動では検診や予防接種などに積極的に取り組むことをかかりつけ医の役割と日本医師会は位置づけている」

インタビューアー 医療フォーラム主宰 岩田 明達

第一三回 医療フォーラムレポート 上

「持続可能な社会保障制度の構築に向けて」をテーマに
総理補佐官の衛藤晟一議員や四師会の代表が持論を展開



クロード・モネ
《睡蓮》
1916年 油彩／カンヴァス
国立西洋美術館 松方コレクション

医療構造改革の今日的課題⑭

薬価基準制度と特定保険医療材料価格基準の課題①

医療保障政策研究21

トレンド・レポート

2014年度診療報酬改定を契機に推進される
ICTを活用した医療費適正化の展開

医療変革期の病院経営戦略⑫

データヘルス計画

国際医療福祉大学大学院教授 武藤 正樹

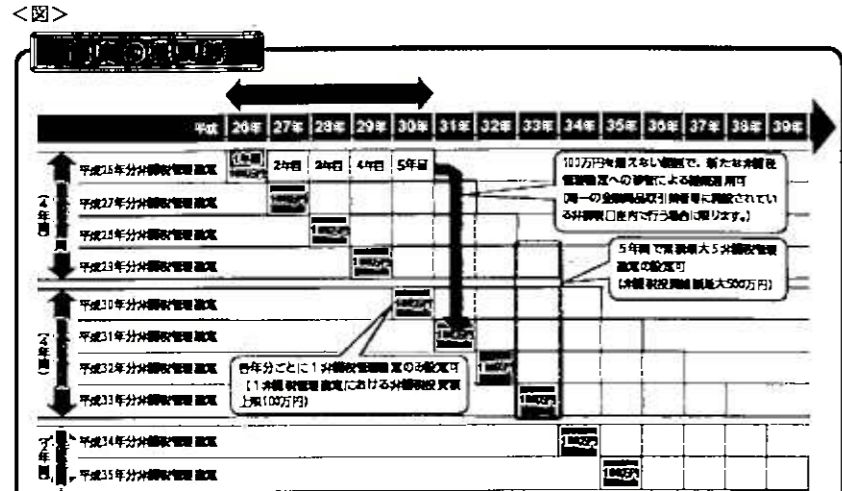
国立西洋美術館×ポラ美術館 モネ、風景をみる眼
国立西洋美術館にて2014年3月9日まで開催中

19世紀フランス風景画の革新①は、

徹底解説・医療経営ゼミナール

第19回 投資の節税はいつやるか？②

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田 茂



非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者(対象者)	口座開設の年の1月1日において満20歳以上の居住者等
口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
非課税管理論定設定数	各年分ごとに1非課税管理論定のみ設定可(論定設定期間ごとに1金融商品取引業者等に限ります。ただし、論定設定期間が異なれば、同一の金融商品取引業者等である必要はありません。)
非課税投資額	1非課税管理論定における投資額(①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移置された日における繰越に相当する金額の合計額)は100万円を上限※ 未使用枠は翌年以後繰越不可
保有期間	最長5年間、途中売却可(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
非課税投資総額	最大500万円(100万円×5年間)

が非課税となる制度である。平成三五年までの一〇年間、毎年新たに一〇〇万円の非課税枠が追加される。非課税の期間はそれぞれ最大五年間となっており、途中で売却した場合は、非課税枠を使ったとみなされ、再利用をすることができない。さらに、非課税枠を使ったの投資総額は合計五〇〇万円までとなっており、それ以上の金額は非課税の対象とはならない。制度の概要は(図)のとおりである。

しかし、この制度は中途半端な仕組みとなっており、(表)のとおり注意点がいくつあるのか、それをふまえたうえで運用を開始したい。たとえば、NISAは値動きの激しい商品よりも利益を確実に出す商品による運用が基本となるので、「値動きのある商品は従来の課税口座(特定、一般)」で運用、「NISAは国内外の金融商品にバランスよく分散投資しリスクを抑える」といった使い分けが必要だ。また、二〇歳以上の子・孫が開設したNISAの購入資金を生贈りするという相続対策の使い方も考えられる。

なお、NISAの取り引きが平成二六年一月からはじまるが、平成二六年に入ってからでもNISA口座は開設できるので、そもそも口座を開くかどうか、開くとしたらどの金融機関にするか、慎重に検討したいものだ。

ONISAで何に投資するか
NISAの原型となる英国のISAで購入されている商品の六八%が投資信託、株式は一七%というシェアであるように、基本的には投資信託が望ましい。そして、NISAは購入商品の入れ替えが難しいため、「手数料が安く低コスト」で、かつ、「複数の資産で運用するバランス型投資信託」が基本線になる。

以上二回にわたり、金融投資について述べてみたが、来年から金融税制が増税、消費税率アップが実行され、各人および各家庭の可処分所得は確実に減る。また、政府・日銀が推し進めるインフレ目標政策(二%)により、たとえ一%のインフレでも一〇年後には預金の実質的価値が一〇%も目減りしてしまう。NISAという特例も導入され投資環境が大きく変わるなか、幅広い視野で「お金に働いてもらう」姿勢が必要になる。

<表>

金融機関・証券会社によって取り扱い商品が異なる
国債、社債、公社債投資信託は購入できない
NISA以外の課税口座と損益通算できない
現在保有中の株・投資信託はNISA口座に移せない
配当金の受け取り方法を間違えると配当金が非課税にならない
商品売却してもその年の非課税枠は増えない
NISA口座から、特定口座・一般口座に移管した場合、移管時の時価に取得価額が付け変わってしまう
口座開設は一人一口座であり、一度開設すると4年間は金融機関を変更できない(ただし、平成27年1月から口座開設金融機関を毎年変更できるように改正予定)

ONISA(少額投資非課税制度)という大きな改正が施行され、さらにその先の平成二八年からは「金融所得課税の一体化」もはじまる。今回は、金融所得課税の一体化の詳細とNISA、そしてこれらを勘案した投資先の注意点を考察してみよう。

○金融所得課税の一体化とは
幅広い金融商品から生じる所得を一括りにして課税するために、公社債等の課税方式を大幅に変更する内容の改正が平成二八年一月一日から開始される。

(1) 特定公社債等について
特定公社債等(国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債など)について、
① 利子は、二〇%の源泉分離課税から二〇%の申告分離課税に変更される。
② 譲渡益は、非課税扱いから二〇%の税率による申告分離課税に変更される。
③ 償還差益は、総合課税から二〇%の申告分離課税に変更される。

(2) 一般公社債等について
特定公社債等以外の一般公社債等

① 利子は、現行の二〇%の源泉分離課税が維持される。
② 譲渡益は、非課税扱いから二〇%の税率による申告分離課税に変更される。
③ 償還差益は、総合課税から二〇%の申告分離課税に変更される。

(3) 割引債について
割引債の譲渡益は、非課税扱いから二〇%の税率による申告分離課税に変更される。

また、発行時に償還差益の一八%の所得税が源泉徴収される制度が廃止される。

(4) 株式等の譲渡所得等の損益通算について
現行は上場株式等と非上場株式等は損益通算が可能であるが、この損益通算の範囲を公社債等まで拡大し、①「特定」公社債等と「上場」株式等の間で損益通算、②「一般」公社債等と「非上場」株式等の間で損益通算ができるように変更される。

つまり、株式同士の、上場株式の譲渡損益と非上場株式の譲渡損益の相互の通算ができなくなる。

○影響を受ける金融商品
外貨建てMMFや外国債券(利付債)、日本国債などについて、現在は、利息の税率は二〇%、償還差益(購入価格と満期時の価格の差による利益)は雑所得、譲渡益・為替差益は

非課税である。つまり、「外貨預金」と「外貨建てMMF」では、「外貨建てMMFが有利」である。その理由は、利息にはともに二〇%の税金がかかるにしても、円安による為替差益は外貨預金は課税、外貨建てMMFは非課税であるからだ。

しかし、平成二八年以降は外貨建てMMFの為替差益にも二〇%の税金がかかる。したがって、外貨建てMMFで含み益がある場合は、平成二七年末までに売却して利益を確定したほうが良い。逆に、損失が出ている場合は、平成二八年から株式等の利益と相殺することができるようになる。つまり、継続保有が有利になる。

外国債券も同様である。満期前に売却した場合、為替差益が現在非課税であるが、平成二八年からは二〇%課税になる。したがって、含み益がある場合は平成二七年末までに売却、含み損の場合は平成二八年以降も継続保有するのが有利ということになる。

ONISA(少額投資非課税制度)
平成二六年一月からはじまるNISA(少額投資非課税制度)は、「毎年一〇〇万円まで」の非課税投資枠が設定され、この投資金額一〇〇万円分までの株式投資や投資信託にかかる値上がり益や配当金(分配金)

また、資産形成という点では、六〇歳までは引き出しができないが、個人型DC(確定拠出年金)のほうがNISAよりもお得な制度である。金融機関が得る手数料が少ないので、PR等の宣伝がほとんどなされていないが、一考に値する制度ではある。DCは掛け金が全額所得控除できるので、たとえば自営業者が年八一万円強を拠出すると、所得税が年四〇万円強減る。運用益非課税・受取時の税優遇に加えて所得控除もできるといってその魅力は無視できない。そのDCの商品のなかでも、米岡401Kでもっとも利用されている「ターゲットイヤーファンド」という、定年に向けて徐々に投資配分が変わっていく投資信託が検討に値する。

ONISA(少額投資非課税制度)
平成二六年一月からはじまるNISA(少額投資非課税制度)は、「毎年一〇〇万円まで」の非課税投資枠が設定され、この投資金額一〇〇万円分までの株式投資や投資信託にかかる値上がり益や配当金(分配金)

ONISA(少額投資非課税制度)
平成二六年一月からはじまるNISA(少額投資非課税制度)は、「毎年一〇〇万円まで」の非課税投資枠が設定され、この投資金額一〇〇万円分までの株式投資や投資信託にかかる値上がり益や配当金(分配金)